る割合（当該連結親法人又はその連結子法人の同条第八項第四号に規定する比較試験研究費の額（以下この項において「比較試験研究費の額」という。）が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した金額」を加え、同号イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　個別増減試験研究費割合（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額の当該比較試験研究費の額に対する割合をいう。以下この項において同じ。）が百分の五を超える場合　百分の九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）

(2)　個別増減試験研究費割合が百分の五以下である場合　百分の九から、百分の五から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

第三十九条の三十九第二十三項第五号中「第六十八条の九第四項（第二号に係る部分に限る。）」を「第六十八条の九第七項」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項第九号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を削り、同項第三号中「第六十八条の九第三項の規定の」を「第六十八条の九第六項の規定の」に改め、同号イ中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同号イ(1)中「特別試験研究費の額」の下に「（法第六十八条の九第八項第七号に規定する特別試験研究費の額をいう。ロ(1)において同じ。）」を加え、同号ロ中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「第六十八条の九第二項の」を「第六十八条の九第三項の」に改め、「受けた場合」の下に「（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加え、同号イ中「第六十八条の九第二項」を「第六十八条の九第三項」に改め、「この号」の下に「及び次号」を加え、「同条第三項」を「同条第六項」に改め、「中小連結親法人又はその連結子法人の」の下に「特別試験研究費対象金額（ニ）を加え、「特別試験研究費の額に」を「同条第八項第七号に規定する特別試験研究費の額に」に改め、「計算した金額」の下に「をいう。次号イにおいて同じ。）」を加え、同号イ(1)中「第六十八条の九第三項」を「第六十八条の九第六項」に改め、同号イ(2)中「算入される」の下に「法第六十八条の九第八項第七号に規定する」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　法第六十八条の九第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により読み替えられた同条第三項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第六項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額を控除した金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該中小連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の十二）を乗じて計算した金額

(1)　個別増減試験研究費割合が百分の五を超える場合　百分の十二に、当該個別増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）

(2)　個別増減試験研究費割合が百分の五以下である場合　百分の十二

ロ　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の三十九第二十三項第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十八条の九第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受けた場合　同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額にイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

イ　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額から当該連結事業年度において法第六十八条の九第六項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の特別試験研究費対象金額に次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該連結親法人又はその連結子法人の比較試験研究費の額が零であるときは、百分の八・五）を乗じて計算した金額

(1)　個別増減試験研究費割合が百分の五を超える場合　百分の九に、当該個別増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十四を超えるときは百分の十四とする。）

(2)　個別増減試験研究費割合が百分の五以下である場合　百分の九から、百分の五から当該個別増減試験研究費割合を減算した割合に〇・一を乗じて計算した割合を減算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合が百分の六未満であるときは百分の六とする。）

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の三十九第二十二項を同条第二十二項とする。

第三十九条の四十第一項第一号イ中「）で」を「）で、」に改め、同条第二項第一号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同条第三項各号中「で当該」を「で、当該」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法第六十八条の十第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号及び第二項第一号並びに第八十一条の十九第四項第一号ロ及び第二号ロに規定する連結確定申告書に記載すべき同法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額は、当該金額から当該金額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

二　法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる法人税の額は、同項第一号に掲げる連結所得の金額につき同法第二編第一章の二第二節及び法第六十八条の十第五項の規定により計算した法人税の額とする。

三　法人税法第八十一条の三十一第一項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

四　法人税法第百三十五条第二項に規定する連結所得に対する法人税の額は、当該連結所得に対する法人税の額から当該連結所得に対する法人税の額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額を控除した金額とする。

五　地方法人税法第十六条第一項第一号に規定する地方法人税額は、当該地方法人税額から当該地方法人税額に係る同法第六条に規定する基準法人税額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。

六　地方法人税法第二十三条第一項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額は、当該基準法人税額に対する地方法人税の額から当該基準法人税額に対する地方法人税の額に係る同項に規定する基準法人税額に含まれる法第六十八条の十第五項の規定により加算された金額の百分の十・三に相当する金額を控除した金額とする。